

資料 1 金沢市における自主防災組織活動指針＜自らの地域は自らで守ろう＞

〔震災対策計画〕 第2章第4節③ 第3章第19節①

〔風水害等災害対策計画〕 第2章第4節③ 第3章第22節①

平成 8 年 3 月	金沢市町会連合会	合意事項
改正 平成 22 年 4 月	金沢市消防団連合会	
改正 令和 4 年 4 月	金沢市校下婦人会連絡協議会	
	金沢市公民館連合会	
	金沢市社会福祉協議会	
	金沢市・金沢市消防局	

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災は、わが国の自然災害の危険性と私たちの住んでいる社会が自然災害に対していかに脆弱であるかを改めて認識させた。

私たちは、この大震災からの教訓を厳粛に受けとめ、かけがえのない国民の生命及び財産を災害から守るため、国や地方公共団体など防災機関が行う防災対策と一体となって、市民の一人ひとりがそれぞれの立場で自分や家族を災害から守り、住民の集合体である自主的な防災組織が地域を災害から守る最善の努力を傾けなければならない。

この活動指針は、金沢市における市民の自主的な防災活動を積極的に推進するため、自主防災組織の望ましい活動のあり方を定め、この方針に基づいてそれぞれの地域での防災活動を進め、もって人間性豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

第1 自主防災組織の整備

1 自主防災組織の意義

地震、洪水、大火災、その他の大規模災害に際しては、金沢市や防災機関の活動と相まって、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが肝要である。

自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自主的に市民相互の合意で結成する組織であり、地域の自主的な防災活動は、多様なコミュニティ活動の一つの核となるべきものである。

自主防災活動を効果的に行うためには、地域ごとに市民が連帶して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておかなければならない。

2 自主防災組織の規模

自主防災組織は、地理的状況、生活環境、社会的条件等から地域的に一体性を有し、地域住民が最も効果的に活動を行えるよう、地域の実情によりその規模を定めるものとする。

金沢市は、町会、婦人会、公民館など多様なコミュニティ活動が概ね小学校区単位で行われていることから、これらのコミュニティ活動組織を活かした小学校区単位での組織編成を原則として進めるものとするが、もとより地域コミュニティの重要な単位は、基礎となる町会組織であり、この町会を基本単位とし、それらの集合体として自主防災組織が総合的に効率よく活動できる仕組みを整えることとする。

3 自主防災組織の育成

市民は、地域ごとに話し合いを行い、自主防災組織の組織づくりを積極的に進める

ものとする。

自主防災組織を結成したときは、その組織の代表者は市長に対して組織の結成を報告し、市長は組織名簿等を作成し、消防局、警察署等防災機関に連絡し、災害時に機能的な活動が発揮できるよう努めるものとする。

防災活動は、市民の自主的な活動であり、それが活発に行われるかは組織のリーダーの資質に負うところが大きく、金沢市や防災機関と連携しながら、組織のリーダーの育成に努めるものとする。

また、組織の構成員には、地域に在住する消防職員OB、警察官OB、自衛隊員OB、医師、看護師、大工、エンジニア、アマチュア無線資格者、コンピュータ技能者、外国語会話可能者など防災活動に関する専門知識等を有する人材を発掘し、組織化を図ることが必要である。

4 自主防災組織の編成

自主防災組織は、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、活動の内容をよく分析し、組織内の役割分担を明確化しておく必要がある。

一般的に、次のような組織編成が考えられる。

- ① 自主防災組織に組織を取りまとめる責任者として、長及び副長を置き、その下に次の活動班を編成し、各班ごとに指揮者（班長）を定めておく必要がある。

また、防災に関し充分な意識・知識・技能を有する者として、NPO法人日本防災士機構が認定した防災士、金沢市から「かなざわコミュニティ防災士」として認証された防災士は、自主防災組織の長及び副長を補佐し、自主防災組織の活動が効果的に実施されるよう努めるものとする。

- ア 情報班 情報の収集、伝達、広報活動
- イ 消火班 出火防止、消火器等による消火活動
- ウ 救出救護班 負傷者等の救出救護活動
- エ 避難誘導班 住民の避難誘導活動
- オ 給食給水班 食料等の配分、炊き出し等の給食給水活動

- ② この場合、平日、休日、昼間、夜間等においても対応できるよう地域企業職員等の参加を求めるなど体制の整備を図るものとする。
- ③ 避難生活が長期化する場合等には、適宜必要な活動班を編成するものとする。
- ④ 自主防災組織が大規模な場合には、本部班など各活動班の連絡調整機能を有する部門を設けることが効果的である。

5 自主防災組織の防災計画

自主防災組織は、災害の発生に備え、あらかじめ自分たちの地域を守るために必要な対策をたて、各人のとるべき活動を具体化した指標としての防災計画を作成しておく必要がある。

防災計画の作成にあたっては、金沢市が定める地域防災計画等を参考に、平常時の予防活動と、災害時の応急活動を具体的に盛り込むものとする。

6 地区防災計画の策定

東日本大震災の経験から、平成26年4月、「地区防災計画制度」が創設され、今後さらなる自助、共助及び公助の連携が求められる。今後、要支援・要介護者の増加を

見据え、支援を含めたさらなる自主運営体制の強化に努める。

地区ごとの細かなニーズに対応した地区単位の共助の防災計画を策定する。避難所への円滑な移動経路の確認、避難所へ入所できない場合の行動、健康面の注意事項等を各地区内で共有するなど、住民自身が地域を知り組織や活動計画を作り上げることで、住民主体の防災体制の整備を図る。

7 消防団、福祉団体や企業等と連携協調

消防団は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす防災組織であり、また企業は、災害時に自らの従業員や顧客の安全確保活動、経済維持活動の機能を果たすだけでなく、地域コミュニティの一員として地域住民への貢献活動も担っている。さらに、地域には自主防犯組織をはじめ各種のコミュニティ団体が多様なコミュニティ活動を展開している。民生委員、まちぐるみ福祉活動推進員の方々や、地域で活動しているかなざわコミュニティ防災士と協力し、災害時に弱者となりうる方々への配慮が重要である。自主防災組織は、これら消防団、企業、かなざわ災害時等協力事業所、地域コミュニティ団体と協調し、一体となって地域の防災に取り組む必要がある。

* 「かなざわ災害時等協力事業所登録制度」

金沢市では、企業が出来る範囲で地域の防災活動に協力してもらうことを目的に、人材や物品協力、避難施設の提供など協力内容を事前に登録する「かなざわ災害時等協力事業所登録制度」を創設している。

詳細はホームページに掲載

<https://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/bousai/touroku-j/>

第2 災害予防活動

1 防災思想・知識の普及、啓発

(1) 万一の災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、全ての地域住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つとともに、防災に関する正確な知識を持つことが重要である。

このため、自主防災組織は、あらゆる機会をとらえて防災思想や防災知識の普及に努め、地域住民が防災知識を吸収できるように努めるものとする。

こうした自主防災組織の防災思想・知識の普及にあたっては、次の点に留意するものとする。

① 各々家庭において生命を守ること、火を出さないこと、倒壊物を出さないことを徹底するなど、各個人及び各家庭での防災対策が基本であることを認識してもらう。また、災害時の家族の連絡方法等についても、確認しておく。

② 自主防災組織の役割分担、活動内容等について周知徹底し、実際に役立つ真に必要な知識を誰もが理解できるように啓発する。

防災思想・知識の普及啓発は、単発的、一時的ではなく、繰り返し、継続して行う。

(2) 防災に関する知識としては、地震の心得、風水害への備え、応急手当方法等はもとより、地域固有の防災問題に関する認識を高めることが大切である。

地域固有の防災問題としては、次のようなことが考えられる。

① 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、山崩れ、がけ崩れ等の危険箇所等の実情を日頃から十分把握しておく。

- ② 地域における過去の災害事例を調べ、災害種別に応じた対策をまとめ、地域住民に啓発する。
 - ③ 地域の実態に即した避難誘導等の対応策について十分理解しておく。
 - ④ 地域内の消防水利の所在を確認するとともに、井戸、用水、河川の活用等地域の実態に即した消防活動を十分検討しておく。
 - ⑤ ブロック塀の安全度調査及び生け垣の推進又は建築物の落下防止対策など道路に面した部分の安全性を十分認識しておく。
- (3) 自主防災組織を通じ地域住民が防災に関する知識を習得するため、次の点に留意するものとする。
- ① あらゆる会合の機会をとらえて、地域住民相互の話し合いの機会を持つ。
 - ② 金沢市等が主催する防災講演会等に積極的に参加する。
 - ③ 地域防災計画等防災機関の計画内容を十分理解するため、金沢市等から説明を受け、協議する機会を設ける。
 - ④ 起震車に乗るなどして、実際の地震の揺れを体験する。
 - ⑤ 多様な地域コミュニティ団体と密接な連携を保ち、あらゆる機会をとらえ、防災知識の普及に努める。

2 防災訓練

- (1) いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、個人や家庭としては、災害時にとるべき家族の行動について話し合い、実際に実行してみる。
- 自主防災組織としては、平素から計画的に防災訓練を行い、防災活動に必要な知識・技術を習得しておく必要がある。
- 災害時にとっさに適切な防災行動に移せるよう、こうした防災訓練を繰り返し実施する。
- (2) 防災訓練は、図上訓練、部分訓練、個別訓練及び総合訓練に区別して適時、定期的に実施する。
- ① 図上訓練
 - 自主防災活動の基盤となる区域の大きな地図台を訓練参加者全員で囲み、災害対応を行う上で必要な情報について想像力を豊かにはたらかせ、地図上に書き込みを行いながら、災害対応を養うプログラムで、各地域が持っている地理的弱点などの防災課題を共有することで地域防災力の向上を図る。
 - ② 部分訓練
 - 消火器、防火バケツ、可搬式動力ポンプ等による消火活動や救命活動その他の活動等について習熟する。
 - ③ 個別訓練
 - ア 情報連絡訓練
 - 地域内の被災状況、災害危険箇所の巡回結果及び避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集する（情報収集訓練）とともに、収集した情報を防災関係機関に連絡し、防災関係機関の指示等を正確かつ迅速に地域住民に伝達する（情報伝達訓練）活動について、習熟する。
 - イ 消火訓練
 - 訓練ハウスやオイルパン等を使用して燃焼実験し、消火器、防火バケツ、可搬式動力ポンプ等による消火技術及び火災危険から身を守る方法等について、

習熟する。

ウ 避難訓練

各個人としては、必要最小限の携行品（食料、飲料水、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を持ち出して避難し、家族の安否や家庭の火の始末を十分確かめ、服装、ロープ等の装備についても十分留意し、習熟する。

自主防災組織としては、必要最小限の地域単位で近隣住民同士が安否を確かめあい、避難誘導班を中心に組織ぐるみであらかじめ定めていた集合場所や避難場所まで迅速かつ安全に集団避難できるよう習熟する。

なお、避難路について周囲の状況等を十分理解しておくとともに、乳幼児や高齢者（とりわけ一人暮らし高齢者）、障害のある人、外国人、その他援護を必要とする人の所在確認や避難支援、搬送方法などを十分考慮しておく。

エ 救出救護訓練

バール、はしご、ロープ等により、被災した住民を救出する知識、技術、方法等について習熟するとともに、負傷者を救護する応急手当の方法、救護所への連絡、搬送の方法等について習得する。

オ 給食給水訓練

限られた資機材を活用して、食糧の炊き出しや水を確保する方法、技術、配給方法等について習得する。

④ 総合訓練

図上訓練、部分訓練、個別訓練によって習得した知識・技術を総合して、自主防災組織の各班相互の連携をとり、各班がそれぞれ適切、効果的に防災活動を行えるようにする。

(3) 訓練にあたっては、次のような点に十分配慮する必要がある。

- ① 訓練を実施するにあたっては、訓練想定など計画内容について十分な打合せを行い、地域住民が十分理解し、積極的に参加するよう努める。
- ② 正しい知識、技術を習得するために、消防局等の指導・協力を受ける。
- ③ 訓練終了後に検討会を行い、訓練内容を見直し、必要な改善を行う。
- ④ 地域内の事業所等の自衛消防隊とも共同して防災訓練を行う。また、ボランティア団体や隣接地区の自主防災組織との連携に努める。
- ⑤ 金沢市が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。
- ⑥ 他の目的の集会等もを利用して、短時間でも訓練を行う。
- ⑦ 訓練にあたっては、事故防止に努める。

(4) 訓練にあたっては、目的に応じた訓練実施計画を定めることが必要である。訓練実施計画には、①訓練種別、②訓練日時、③訓練場所、④訓練指導者、⑤訓練参加者、⑥訓練目的、⑦訓練想定、⑧訓練内容等について定めるものとする。

3 出火防止

地震発生時の火災は、地震そのものによる被害を何十倍にも大きくすることは、過去の災害事例からも明らかである。

地域内には災害被害の拡大の原因となるものが数多く考えられ、火災を出すことがなければ、火に追われて避難する必要もなく、落ち着いて負傷者を救護することもできる。

こうしたことから、自主防災組織としては、日頃から地域ぐるみで出火防止に心が

け、地域内の家庭から絶対に火を出さないことを徹底するとともに、十分な対策を講じておく必要がある。

(1) 火気使用設備器具等の点検

各家庭においては、火を使う設備器具に欠陥や故障がないか、周囲が整理整頓されているか、石油、食用油、各種スプレー等の可燃性の危険物品が安全に保管されているか等について点検する。(これらは地震により発火又は引火して、火災の原因となったり火災を拡大させることがある。)

自主防災組織としては、地域内の各家庭や事業所等で一斉に点検する「点検の日」を設定するなど、家庭や事業所等で自主的に点検を実施するよう啓発に努める。

(2) 建築物等の点検

建物や構築物の倒壊は、倒壊による被害ばかりではなく、火災発生の大きな原因ともなり、被害をより拡大する危険がある。

各家庭においては、それぞれの建物が安全であるか自己点検を実施するとともに、家具の転倒防止や照明器具の落下防止等の措置を講ずるよう努める。この場合、専門家の指導を受けることも大切である。

自主防災組織としては、各家庭や事業所等に対し、自主的に建築物等の安全性を点検するよう啓発に努める。

4 防災資機材等の整備

(1) 自主防災組織が情報連絡、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておくことが望ましい。

自主防災組織が防災活動を行うために必要な資機材等の整備に要する費用に対して金沢市は、「金沢市自主防災組織防災資機材等整備費補助金交付要綱」に基づき、必要な支援を行う。

(2) 自主防災組織の資機材の例としては、次のようなものが考えられる。なお、地域の実情に応じて必要なものを選択し、整備に努めるものとする。

- ① 情報連絡用 ハンドマイク、携帯ラジオ、メガホン
- ② 初期消火用 消火器、防火バケツ、可搬式動力ポンプ、ヘルメット、とび口
- ③ 水防用 防水シート、ハンマー、くい、吸水土のう
- ④ 救出活動用 はしご、油圧ジャッキ、ボルトクリッパー、ハンマー、救助ロープ、ヘルメット、救助セット
- ⑤ 救護用 担架、救急医療セット、毛布、防水シート、腕章
- ⑥ 避難用 強力ライト、リアカー、発電機、投光器、テント
- ⑦ 給食給水用 炊き出し調理器具セット
- ⑧ 防災倉庫

(3) 資機材には、救護用や給食給水用資機材等のように地域の防災活動の拠点に保管した方が望ましいものと、消火器や防火バケツ等のように分散管理した方が望ましいものがあり、自主防災組織全体として合理的、機能的な資機材整備を考慮するものとする。

整備した資機材は、防災訓練等の日を利用して、定期的にこれを点検整備し、いつでもすぐに活用できるようにしておくものとする。

(4) 自主防災組織は、自ら資機材の整備を進めるだけでなく、次のような点にも留意する必要がある。

- ① 各家庭において、ラジオ、懐中電灯、食料品等の非常持出し品のほか、消火器、防火バケツ、給水用タンク等を備えるように啓発に努める。
- ② 地域内の土木、建設業者や企業等に対して、災害時に救出救護資機材等の貸与が得られるよう連携を保つておく。

第3 災害応急活動

1 情報の収集及び伝達

- (1) 大規模な災害が発生した場合に適切な応急対策をとるためには、冷静さを失わず災害情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が必要不可欠である。特に、流言、飛語等による社会的混乱を防ぎ、被災者の適切な判断と行動を促す必要がある。
このため、自主防災組織は、防災関係機関や報道機関からの災害情報を正確かつ迅速に収集し伝えなければならない。
- (2) 災害情報は、地域の実情や災害の種別等により様々な内容となるが、日頃から必要な伝達情報を整理しておく必要がある。
伝達される災害情報について例示すれば、次のようなものが考えられる。
 - ① 地震が発生した場合
 - 緊急地震速報、津波予報及び地震・津波に関する情報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
 - 災害被害の状況（人的被害の状況、火災の状況、建物、道路、橋及びがけ地等の被害状況）
 - 生活情報（電気、ガス、水道、電話等の状況、救護救援活動の状況、給食給水、生活必需品の配給活動の状況、衛生上の注意等）
 - ② 風水害の場合
 - 気象注意報、気象警報（暴風、大雨、高潮、洪水）、土砂災害危険情報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
 - 災害被害の状況（人的被害、住宅、浸水、がけ崩れ等の状況）
 - 生活情報（電気、ガス、水道、電話等の状況、救護救援活動の状況、給食給水、生活必需品の配給活動の状況、防疫状況と衛生上の注意等）
- (3) 各家庭においては、災害が発生し又は発生する恐れがある場合には、最も基本的な災害情報としてラジオ、テレビ等の報道機関からの災害情報に注意するとともに、同報防災無線、ぼうさいドットコム（災害情報メール）、電光情報表示システム及び消防車輌等による巡回広報などによる金沢市や消防機関等の災害情報に十分注意し、その指示に従うものとする。
- (4) 自主防災組織は、防災機関との間で地域における災害情報の中継点として位置づけられ、その果たす役割は極めて大きく、災害が発生した場合には、時間の経過とともに、発生直後から災害応急対策時、災害復旧時のそれぞれの段階において適時適切な対策をとる必要があることから、地域内における災害情報を迅速かつ確実に伝達するための体制及び手段について整備に努める。

金沢市は、自主防災組織が情報伝達手段を整備しようとする場合、「金沢市地域情報伝達システム整備補助金交付要綱」に基づき、必要な支援を行う。

① 地震等災害情報の収集連絡

同報防災無線、ぼうさいドットコム（災害情報メール）、電光情報表示システムや電話・メール・SNS（結ネット等）又は口頭連絡等多様な連絡手段により防

災機関からの災害状況の収集に努め、これらを地域住民に対し、迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努めるものとする。

② 発生直後の第1次災害情報の収集連絡

自主防災組織は、地域における災害の被害状況（人的被害、住宅、浸水、がけ崩れ等の概略的状況）や避難状況等を早期に把握収集し、把握できた範囲からただちに防災機関に対し通報するとともに、必要な場合には防災機関に災害応急活動を要請し、防災機関と協力して適切な災害応急活動を行うものとする。

* 通報先 火災、救急、救助に関しては、消防指令センター（119）

被害状況、避難状況等に関しては、災害対策本部（220-2366）

③ その後の災害情報の収集連絡

自主防災組織は、継続的に地域における災害の被害状況や避難状況等を的確に把握収集し、速やかに防災機関に対し通報するとともに、必要な場合には防災機関に災害応急活動を要請し、防災機関と協力して適切な災害応急活動を行うものとする。

また、防災機関からの応急対策活動等の情報収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努めるものとする。

(5) 自主防災組織は災害時にこうした地域における災害情報の中継活動機能を行うことができるよう、防災計画に基づき情報班を置き、情報伝達についての責任を明確にするなど、地域の実情にあった仕組みを確立しておくことが必要である。

この場合、次の事項に留意するものとする。

① 情報班員は、いち早く地域内の被害状況及び必要な情報を収集し、自主防災組織の長（責任者）へ連絡するとともに、消火、救出救助、避難誘導等の伝達等適切な指示、対応を行う。

② 自主防災組織と防災機関との情報伝達のためには、無線、有線通信による連絡だけでなく、あらかじめ自転車、バイク等による連絡手段も定めておく必要がある。

2 初期消火

(1) 大地震発生時には、①建物の倒壊や地割れ、又は停止車両等による消防車の通行不能道路の発生、②火災の同時多発、③水道管切損による消火栓の使用不能等により、消防機関の活動が著しく制限される場合がある。

このため、万一出火した場合には、ただちに消防機関に通報するとともに、自主防災組織が中心になって自発的に初期消火活動を迅速、的確に行うことが必要である。

(2) 地震時に火を消すチャンスは3度ある。この3度のチャンスを逃さないように、落ち着いて消火することが必要である。

① 第1のチャンス

「グラッときたら、火の始末」を行なう。

大きな揺れの前には、小さな揺れがくるので、この間に身の回りの火（ガスコンロ、タバコ、使用中のアイロン等）の始末をする。

② 第2のチャンス

大きな揺れが鎮まった後、万一火災が発生していたら、用意してある防火バケツ、消火器等で消火する。

③ 第3のチャンス

もし第2のチャンスでも消火しきれなかった場合には、大きな声で「火事だ」と叫び、自主防災組織の出動を呼びかける。そして、自主防災組織（消火班）の消火器や可搬式動力ポンプ等を活用して消火する。

- (3) 自主防災組織は、消火班が中心となり日常から消火用具、資機材の点検等を行い、いざ火災発生時に整備不良のため使用不能ということのないよう注意する。
- (4) 震災時における消火班の活動基準を例示すれば、次のとおりである。
 - ① 地震が発生した時には、消火班員は、自分の家庭や家族の安全対策を講じた後、速やかにあらかじめ定めた集合場所に参集する。
 - ② 使用している火を直ちに消すよう拡声器等により、周知徹底する。
 - ③ 地域内に火災が発生した場合は、消火班は、直ちに出動し、消火活動にあたる。
この場合の消火活動は原則として屋外で行う。
 - ④ 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
 - ⑤ 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- (5) 地域内に事業所の自衛消防隊がある場合には、あらかじめ事業所と話し合い、万一の場合協力して消火活動にあたることが望ましい。

3 避難誘導

- (1) 金沢市地域防災計画においては、市長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において必要と認めるときは、危険地域の地域住民に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令することができるとしている。
しかし、過去の災害事例でも明らかなように、大災害の場合にあってはこうしたことによることなく、住民や自主防災組織が自らの判断によって適切な避難誘導活動を始める必要がある。
- (2) 自主防災組織は、避難誘導の中心的役割を担当するものであり、防災関係機関の定める地域防災計画等を参考にしながら、自らの地域に適合した綿密な避難計画を策定して、日頃から地域住民に周知徹底しておく必要がある。
- (3) 避難計画の作成に際しては、次のような点に配慮する必要がある。
 - ① あらかじめ地域の地形、市街地の状況、地域内の危険物の所在など地域の特性に熟知し、地域として最も安全と考えられる集合場所、避難場所及びそこに至る避難経路を選定しておくものとする。ただし、災害の規模態様、晴雨、風向、本市特有のフェーン現象、積雪等の気象条件、2次災害の危険性などを勘案のうえ、第2、第3の避難場所及び避難経路を想定しておくようにする。
 - * 考慮すべき地域特性
 - 地震の場合 倒壊危険がある建物、ブロック塀、落下危険がある看板等
 - 水害の場合 汛濫危険のある河川・用水、側溝・水路・水門等の位置、氾濫想定区域及び、浸水深
 - 土砂災害の場合 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所
 - ② 避難に関する情報を正確、迅速に把握し、これを地域住民に速やかに伝達する。
 - ③ 避難誘導の責任者を決めておき、その指示に従って全員が組織としてまとまって避難するようにする。
 - ④ 避難誘導班員は、自己の組織の目印となるものを携帯し、他の組織の住民との集中や混乱が生じないよう注意する。

- ⑤ 避難誘導班員は、住民が不必要的荷物を持たないように注意する。
- ⑥ 避難誘導班員は、日頃から金沢市が作成した「福祉防災台帳」を参考に地域内の乳幼児や高齢者（とりわけ、一人暮らし高齢者）、障害のある人、外国人、その他援護を必要とする人の所在を確認しておき、災害時には避難支援、担架搬送等により全員が安全に避難できるようにする。
- ⑦ 地域内に病院や福祉施設等がある場合には、日頃から施設等と患者や入所者の避難対策について話し合いを行い、「避難行動要支援者名簿」等の作成に努め、災害時にはこの台帳を活用して、協力活動を行えるようにしておくことが望ましい。
- ⑧ 日頃から訓練を繰り返すことにより、避難の方法、場所等を住民に周知徹底する。

4 救出救護

- (1) 地震、風水害、山崩れ等や大規模災害が発生すると、建物倒壊や落下物等により、多くの負傷者が出て、これらの被災者を自発的に救出、救護する必要がある。
自主防災組織は、この被災者に対する救出救護計画を防災計画に定めておく必要がある。
- (2) 救出救護活動に関して、次のような点に十分配意する必要がある。

- ① 救出活動
 - ア 大規模な救出活動が必要な場合には、速やかに消防機関等の出動を要請するとともに、救出救護班員は、地域住民の協力を得ながら、資機材を有効に活用して迅速な救出活動を行うものとする。
 - イ 救出活動は、状況に応じて周囲の人の協力を求め、2次災害の発生防止に努めながら活動を行う。
 - ウ 救出に際し同時に火災が発生した場合は、火災を消火しつつ、救出活動にあたる。
- ② 救護活動
 - 負傷者が出了場合は、地域住民が自らによる応急救護活動を行うとともに、その負傷の状況により、軽傷者は、応急救護所や近くの医療機関へ、重傷者は病院等の医療機関への搬送に努めるものとする。この場合、消防機関への搬送要請又は、独自の搬送方法等について考慮しておく。

5 給食給水

- (1) 地震や大規模災害が発生した場合には、停電、断水、ガスの供給停止のみならず食料、飲料水、生活用水の不足が予想される。
- (2) 各家庭においては、3日間程度生活ができる食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。
 - ① 各家庭では、長期保存可能な食品及び飲料水等を備蓄するとともに、定期的な入替、交換に努めるものとする。
 - ② 各家庭では、持ち出し可能な食品及び飲料水等を非常持出袋に入れて、いつでも持ち出せるようにしておく。
- (3) 自主防災組織としては、地域における給食給水活動に必要な事態に備えて、次のような点に十分配慮して必要な準備をしておく必要がある。
 - ① 防災倉庫に釜、鍋、燃料等を備蓄しておき、災害時にこれらを活用して自主的

な給食給水活動を行うことが望ましい。

- ② 災害時に防災機関が行う給食給水活動に協力するとともに、組織的に整然と住民に配給できよう活動するものとする。
- ③ 日頃から地域内の井戸や貯水槽、プール、用水、河川等を調べておき、災害時に飲料水や生活用水として活用できるようにしておく。

第4 避難生活の運営管理協力活動

避難所が開設された場合は、自主防災組織としては、防災機関が行う避難収容活動に積極的に協力し、避難生活が良好に秩序だって運営管理されるよう努める必要がある。

1 避難場所の設置等

自主防災組織は、防災機関に協力し、または自主的に避難場所の開設、仮設テントの設営、食料の炊き出し、食料・飲料水・生活必需品の配給、仮設トイレの設置など避難生活拠点の開設に協力する。

2 避難情報など災害関連情報の収集伝達

自主防災組織は、防災機関と協調して地域住民からの家族の安否情報や避難情報等の収集・伝達に努めるとともに、給食給水等の避難生活に必要な行政情報が迅速に避難住民に伝達できるよう協力する。

3 避難生活の運営管理

避難生活にあたっては、避難住民全体が給食給水、清掃、ゴミ処理、健康保持、衛生管理等の避難生活拠点の運営管理や環境保全に協力するとともに、自主防災組織としても積極的な支援協力をを行うものとする。特に、乳幼児や高齢者（とりわけ一人暮らし高齢者）、障害のある人、外国人、その他援護を必要とする人に対して配慮する必要がある。

また自主防災組織は、警察機関と連携協調しながら、パトロールや生活安全に関する情報提供に努め、被災地の安全活動に努めるものとする。

4 防災ボランティア活動との提携

自主防災組織は、防災ボランティア活動が円滑に行えるよう、被災地のニーズの把握に努めるとともに、金沢市ボランティアセンターと連携協力して効果的な支援活動を行うものとする。

資料 2 | 自主防災組織一覧表

[震災対策計画] 第2章第4節[3] 第3章第19節[1]
 [風水害等災害対策計画] 第2章第4節[3] 第3章第22節[1]

令和7年4月1日現在

	名 称	結成年月日	連 絡 先	町会数	世帯数
			事 務 局		
1	野 町 防 災 委 員 会	H 9. 11. 11	公民館 241-5971	32	1, 469
2	弥 生 自 主 防 災 会	H 9. 7. 22	公民館 241-5201	28	2, 389
3	中村町校下防災対策推進会	H10. 9. 1	公民館 247-4447	30	1, 844
4	十一屋校下自主防災会	H12. 12. 26	公民館 247-7041	17	3, 241
5	泉野校下自主防災会	H11. 9. 26	公民館 247-7041	43	3, 176
6	長坂台校下自主防災会	H11. 3. 14	公民館 247-7041	11	3, 005
7	新豊町校下自主防災会	H 8. 10. 8	公民館 231-0258	36	2, 303
8	菊川校下自主防災会	H 7. 8. 30	公民館 261-1769	32	2, 089
9	材木地区自主防災会	H 9. 4. 1	公民館 231-3689	49	2, 909
10	味噌蔵地区自主防災会	H 9. 11. 23	公民館 221-2573	42	2, 355
11	長町地区自主防災会	H 8. 10. 16	公民館 231-5730	34	1, 252
12	松ヶ枝地区自主防災会	H 9. 10. 7	公民館 221-6005	37	1, 591
13	長土堀地区防災連合会	H 9. 8. 8	公民館 265-7496	28	1, 346
14	芳斎地区防災連合会	H 9. 4. 1	公民館 221-7226	37	1, 411
15	此花地区自主防災会	H11. 2. 23	公民館 263-8148	27	744
16	瓢箪地区自主防災連絡協議会	H 8. 6. 17	公民館 221-1476	32	1, 105
17	馬場校下自主防災会	H 9. 4. 1	文化会館 252-0705	29	1, 107
18	浅野町校下自主防災対策委員会	H 8. 4. 1	公民館 251-1637	19	1, 855
19	森山校下自主防災会	H 8. 5. 22	公民館 252-6873	47	2, 617
20	小坂校下自主防災会	H 8. 12. 12	公民館 252-3067	21	3, 517
21	千坂校下自主防災会	H 8. 11. 20	公民館 257-0670	23	3, 233
22	夕日寺校下自主防災会	H 9. 10. 6	公民館 251-0027	12	1, 630
23	諸江地区自主防災会	H 8. 12. 19	公民館 263-1630	23	4, 109
24	浅野川自主防災会	H10. 3. 25	公民館 238-2100	8	1, 740
25	鞍月校下自主防災会	H 9. 11. 19	文化会館 237-6446	8	4, 133
26	栗崎校下自主防災会	H 8. 12. 1	公民館 238-2632	10	2, 598
27	川北町会連合会自主防災会	H 8. 7. 6	公民館 238-1020	8	800
28	大浦校下自主防災会	H 9. 10. 12	公民館 238-5271	6	2, 530
29	米丸校下防災対策委員会	H10. 4. 1	公民館 291-1171	28	4, 381
30	新神田校下防災対策委員会	H 9. 3. 9	公民館 291-0025	14	2, 029
31	押野校下防災対策委員会	H 7. 10. 4	公民館 247-0856	15	2, 967
32	西南部校下防災会	H 8. 1. 1	公民館 240-8136	14	3, 362
33	三和校下防災会	H 8. 8. 26	公民館 240-7831	21	3, 057
34	三馬校下自主防災対策委員会	H 9. 4. 1	公民館 243-2734	23	4, 323

35	米泉校下防災対策委員会	H 7. 11. 15	公民館 241-8924	6	2,081
36	富樫校下自主防災会	H 9. 10. 1	公民館 241-1971	29	3,204
37	伏見台校下防災会	H12. 9. 1	公民館 243-3341	17	4,147
38	額校下自主防災会	H10. 9. 1	公民館 296-1515	16	3,150
39	四十万校下自主防災会	H12. 6. 1	公民館 298-1234	17	2,389
40	扇台校下自主防災会	H13. 3. 11	公民館 296-8585	11	2,761
41	長田町校下自主防災会	H10. 2. 19	公民館 263-3900	20	1,634
42	戸板校下自主防災会	H 9. 12. 14	公民館 231-5830	17	5,901
43	西校下自主防災会	H10. 3. 22	公民館 262-6716	7	2,241
44	二塚地区防災会	H 9. 11. 15	公民館 249-3474	19	1,943
45	安原地区防災会	H 9. 3. 26	会館 249-0772	18	2,795
46	大徳地区自主防災会	H 9. 11. 6	公民館 268-3214	16	7,457
47	金石町校下自主防災会	H 8. 11. 12	公民館 267-2774	44	2,492
48	大野校下自主防災会	H 8. 8. 1	公民館 268-3896	12	772
49	小立野校下自主防災会	H 8. 4. 26	公民館 221-0807	35	2,443
50	崎浦地区自主防災対策委員会	H 8. 11. 24	公民館 231-6851	29	4,507
51	内川校下自主防災会	H12. 3. 5	公民館 247-2263	9	215
52	犀川校下自主防災会	H11. 5. 20	公民館 229-6406	25	1,588
53	湯涌校下防災会	H12. 10. 12	公民館 235-1852	21	271
54	田上地区自主防災会	H11. 12. 1	公民館 261-1331	28	4,041
55	東浅川校下自主防災会	H11. 9. 26	公民館 229-0936	14	217
56	俵地区自主防災会	H12. 7. 1	公民館 222-4855	6	91
57	医王山地区自主防災会	H11. 3. 1	公民館 236-1233	5	182
58	森本地区自主防災会	H11. 5. 16	公民館 258-0317	9	2,120
59	花園地区町会連合会自主防災会	H 8. 4. 7	公民館 258-0006	25	967
60	湖南地区自主防災会	H 9. 5. 10	会館 258-0309	7	1,350
61	薬師谷町会連合会自主防災会	H 7. 8. 25	公民館 257-2488	17	706
62	三谷地区自主防災会	H10. 2. 22	公民館 257-6727	23	417

資料 3 金沢市自主防災組織活動支援補助金交付要綱

〔震災対策計画〕第2章第4節3 〔風水害等災害対策計画〕第2章第4節3

第1条 この要綱は、「金沢市における自主防災組織活動指針」の規定に基づき、自主防災組織（一定の地域内の住民を構成員として自発的に結成された住民組織をいう。以下同じ。）が防災活動を行うために必要な資機材等（以下「防災資機材等」という。）の整備に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する自主防災組織に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。ただし、当該自主防災組織が当該整備又は修繕に関し、この要綱に規定する補助金以外の補助金の交付を受けるときは、この要綱に規定する補助金は交付しない。

- (1) 防災活動を行うため、別表に掲げる防災資機材等の整備（当該整備後10年を経過した別表に掲げる防災資機材等の更新を含む。以下同じ。）を行い、又は整備後5年を経過した防災倉庫の修繕をする自主防災組織
- (2) 当該年度中に当該自主防災組織を構成する住民の多数が参加する防災訓練（図上訓練を含む。）を実施する自主防災組織

第3条 補助金の額（次項から第6項までを除く。）は、次項から第7項に定めるもののほか、1配備場所当たり、防災資機材等の整備に要する費用に2分の1（地区防災計画を策定した自主防災組織にあっては、3分の2）を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は30万円を限度額とする。

- 2 可搬式動力ポンプの補助金の額は、整備に要する費用に4分の3を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は50万円を限度額とする。
- 3 安否確認板の補助金の額は、整備に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は自主防災組織を構成する世帯数に50円を乗じて得た額を限度額とする。
- 4 地域防災マップ及び地区防災計画の補助金の額は、整備に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は20万円を限度額とする。
- 5 整備後5年を経過した防災倉庫の修繕に係る補助金の額は、修繕に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は10万円を限度額とする。
- 6 避難誘導サインの補助金の額は、整備に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は20万円を限度額とする。
- 7 前各項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額の一の自主防災組織に係る補助金の1年度分の合計額は、100万円を超えないものとする。

第4条 本市から前条第1項に規定する防災資機材等の整備に要する費用に対する補助金の交付を受けた自主防災組織は、第2条の規定にかかわらず、当該補助金の交付を受けた防災資機材等の配備場所については、当該補助金の交付を受けた日（以下「交付日」という。）の属する年度から、交付日から5年を経過した日の属する年度まで、

前条第1項に規定する防災資機材等の整備に要する費用に対する補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、災害等の理由により市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第5条 防災訓練等に要する費用に対する補助金の額は、一の自主防災組織（地区防災計画策定済の自主防災組織に限る。）当たり、防災訓練等に要する費用の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は20万円を限度額とする。

- 2 一の防災訓練等に5人以上の学生（金沢市における学生のまちの推進に関する条例（平成22年条例第4号）第2条第2号に規定する学生をいう。）が参画していると認められる場合にあっては、前項の規定により算定した補助金の額に、次の各号に掲げる当該防災訓練等に参画している学生の人数に応じ当該各号に定める額を加算した額を補助金の額とすることができる。この場合において、当該補助金の額が防災訓練等に要する費用の額を超えるときは、当該防災訓練等に要する費用の額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を補助金の額とする。
- (1) 5人以上10人未満 1万円
 - (2) 10人以上15人未満 2万円
 - (3) 15人以上20人未満 3万円
 - (4) 20人以上25人未満 4万円
 - (5) 25人以上 5万円

第6条 前条に規定する補助金の交付は、一の自主防災組織に対して1年度につき1回を限度とする。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成8年4月1日決裁）

この要綱は、平成7年4月1日以後に整備する防災資機材について適用する。

（中略）

附 則（平成30年3月26日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に整備を行う防災資機材等について適用する。

附 則（令和2年3月24日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に整備を行う防災資機材等について適用する。

附 則（令和5年3月22日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に整備を行う防災資機材等について適用する。

附 則（令和7年3月24日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に整備を行う防災資機材等及び同日以後に実施する防災訓練等について適用する。

別表（第2条関係） 防災資機材等

1 情報連絡用	サイレン付拡声器
2 初期消火用	消火器、防火バケツ、可搬式動力ポンプ、ヘルメット
3 水防用	防水シート、ハンマー、くい、吸水土のう
4 救出活動用	はしご、油圧ジャッキ、ボルトクリッパー、ハンマー、救助ロープ、ヘルメット、救助セット
5 救護用	担架、救急医療セット、防水シート
6 避難用	強力ライト、リアカー、発電機、投光器、テント
7 避難所運営用	避難所運営セット、通信機器、蓄電池、簡易間仕切り、簡易ベッド、冷暖房器具、寝袋、マット
8 給食給水用	炊き出し調理器具セット、保存食、保存水
9 防災倉庫	
10 安否確認板	
11 地域防災マップ	
12 避難誘導サイン	
13 地区防災計画	
上記以外のもので、第1条の防災活動を行うために必要な資機材として市長が認めるもの。 なお、保存食、保存水及び使用期限、消費期限があるものは、訓練で使用するなど、適切に維持管理すること。	

資料 4 金沢市災害対策本部の事務分掌〔金沢市災害対策本部運営要綱 別表第1〕

〔震災対策計画〕	第2章第4節	4	第3章第1節	4
〔風水害等災害対策計画〕	第2章第5節	4	第3章第1節	4
〔風水害等災害対策計画〕	第2章第8節	3	第3章第30節	4
〔風水害等災害対策計画〕	第2章第5節	4	第3章第1節	4

本 部 長	市長
副 本 部 長	第1副市長 第2副市長
総 合 調 整	危機管理監
本 部 員	各局長
局 名	班 名

(特記) 1 この事務分掌は、各課所が所管する事務を示す。
2 各班は災害状況に応じ臨機の対応を行い、災害対応の各段階において各局各班相互で連携応援体制をとる。

局名	班名	班員	分掌事務
危機管理監	防災班	○危機管理課 市民協働推進課 ダイバーシティ人権政策課 選挙管理委員会 監査事務局 秘書課 本部室員・連絡員	1 災害対策本部、防災会議の総括、記録 2 各局の総合連絡調整 3 情報収集活動の総括 4 応援要請（県、自衛隊、その他） 5 避難指示、警戒区域の設定 6 防災関係機関との連絡調整 7 自主防災組織への連絡 8 支援者受入宿泊施設の確保 9 広域避難、支援対応
市民局	避難所支援班	○市民課 市民センター 国際交流課 保険年金課	1 避難所活動（避難所の開設、生活確保） 2 地区支部との連絡調整 3 自主防災組織との連携 4 外国人への支援 5 避難所食料供給活動 6 遺体の埋火葬
都市政策局	連絡調整班	○企画調整課 地域力再生課 東京事務所	1 復興計画の作成 2 国、県との連絡調整 3 国、県の情報収集 4 国関係視察等応接
総務局	総務班	○総務課 デジタル政策課	1 防災関係機関情報活動 2 庁舎施設の維持管理 3 情報ネットワーク、電算システムの維持管理 4 その他の事項
	情報発信班	○広報戦略課 文書法制課	1 広報活動（報道機関協力要請を含む。） 2 情報伝達活動の総括 3 災害情報等の発信
	物資調達班	○監理課	1 各班からの要請に基づく物資調達
	人事動員班	○人事課	1 勤員配備 2 他自治体職員応援受け入れ
	経理班	○財政課 会計課	1 災害関係予算、会計 2 義援金受け入れ・交付
	被害調査班	○資産税課 納税課 市民税課	1 被害状況調査 2 り災証明 (火災を除く。)
文化スポーツ局	施設班	○文化政策課 文化財保護課 歴史都市推進課 スポーツ振興課	1 災害対策施設の確保 2 文化財の保全 3 施設利用者の保護
経済局	経済対策班	○産業政策課 商工労働課 クラフト政策推進課 観光政策課	1 生活必需物資の調達供給 (避難所支援班と連携) 2 商工・観光業の災害被害調査 3 金融対策、経営相談

	帰宅困難者支援班	○商工労働課 金沢マラソン推進課 交通政策課 観光政策課 景観政策課	1 帰宅困難者（観光客等）の誘導・支援 2 帰宅困難者用避難所の開設・支援 3 交通情報の集約 (道路を除く。)
農林水産局	農林・市場対策班	○農業水産振興課 農業センター 農業基盤整備課 森林再生課 農業委員会 中央卸売市場事務局 公設花き地方卸売市場事務局	1 支援物資受け入れ・配達 (経済対策班と連携) 2 農作物の被害調査 3 農業用施設等の応急措置、復旧 4 食料（生鮮食品等）供給確保
福祉健康局	福祉班	○福祉指導監査課 福祉政策課 生活支援課	1 行方不明者届出受理、遺体処理 (要配慮者支援班と連携) 2 ボランティア活動支援 (要配慮者支援班と連携) 3 義援金の受け入れ・交付 (経理班と連携)
	保健救護班	○健康政策課 福祉健康センター総務課 泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 駅西福祉健康センター 保健所	1 医療救護活動 2 防疫・保健衛生活動 (動物救護を含む。)
	要配慮者支援班	○福祉政策課 生活支援課 介護保険課 障害福祉課	1 要配慮者支援 (高齢者、障害のある人、生活困窮者等) 2 福祉避難所の開設 3 災害弔慰金支給
こども未来局	児童福祉支援班	○子育て支援課 保育幼稚園課 青少年健全育成センター こども相談センター 幼児教育センター	1 要配慮者支援 (児童) 2 児童福祉施設の情報収集
環境局	災害環境対策班	○環境政策課 ゼンマイ推進課 ごみ減量推進課 西部管理センター 東部管理センター 施設管理課	1 応急トイレ対策活動 2 廃棄物集積所確保 3 廃棄物処理活動 4 被災家屋の解体・撤去に関する対策 (公費解体に関する事項を含む。)
都市整備局	公園等施設対策班	○都市計画課 緑と花の課	1 堆積土砂排除、宅地保全対策 2 公園等公共土木施設の応急措置、復旧 3 復興計画の作成 (企画調整課、土木局と連携)
	建築住宅班	○住宅政策課 市街地再生課 建築指導課	1 被災建築物対策 2 建物応急危険度判定 3 応急仮設住宅対策
土木局	河川・がけ地対策班	○河川水防課 道路建設課	1 河川等公共土木施設の応急措置、復旧 2 がけ地の応急措置、復旧 3 復興計画の作成 (企画調整課、都市整備局と連携)

	道路対策班	○道路管理課 交通政策課	1 緊急輸送対策 (国道・県道の情報収集を含む。) 2 緊急輸送道路の啓開 3 市道の応急措置、復旧
	市有施設応急復旧班	○營繕課	1 市有施設の応急措置、復旧
市立病院	病院救護班	○市立病院	1 災害医療活動
教育委員会	学校教育班	○教育総務課 学校職員課 学校指導課 市立工業高等学校	1 応急教育活動 2 学校教育施設の応急措置、復旧 3 避難所食料供給活動 (避難所支援班と連携) 4 地区支部・避難所運営協力
	社会教育班	○生涯学習課 図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館 教育プラザ	1 社会教育施設の応急措置、復旧 2 地区支部・避難所運営協力
議会事務局	議会班	○総務課 議事調査課	1 議会活動 2 保健救護班の応援
消防局	消防班	○消防局	1 消防、救助、救急活動 2 行方不明者捜索活動 3 り災証明（火災）
企業局	ライフライン班	○企業局	1 給水活動 2 水道の応急対策活動 3 水道施設の復旧 4 下水道施設の応急措置、復旧
各局	地区支部		1 災害情報の収集・伝達 2 避難所の開設、運営 3 医療救護

備考 ○印の課所等の長は、班の責任者を示す。

資料 5 重要水防箇所

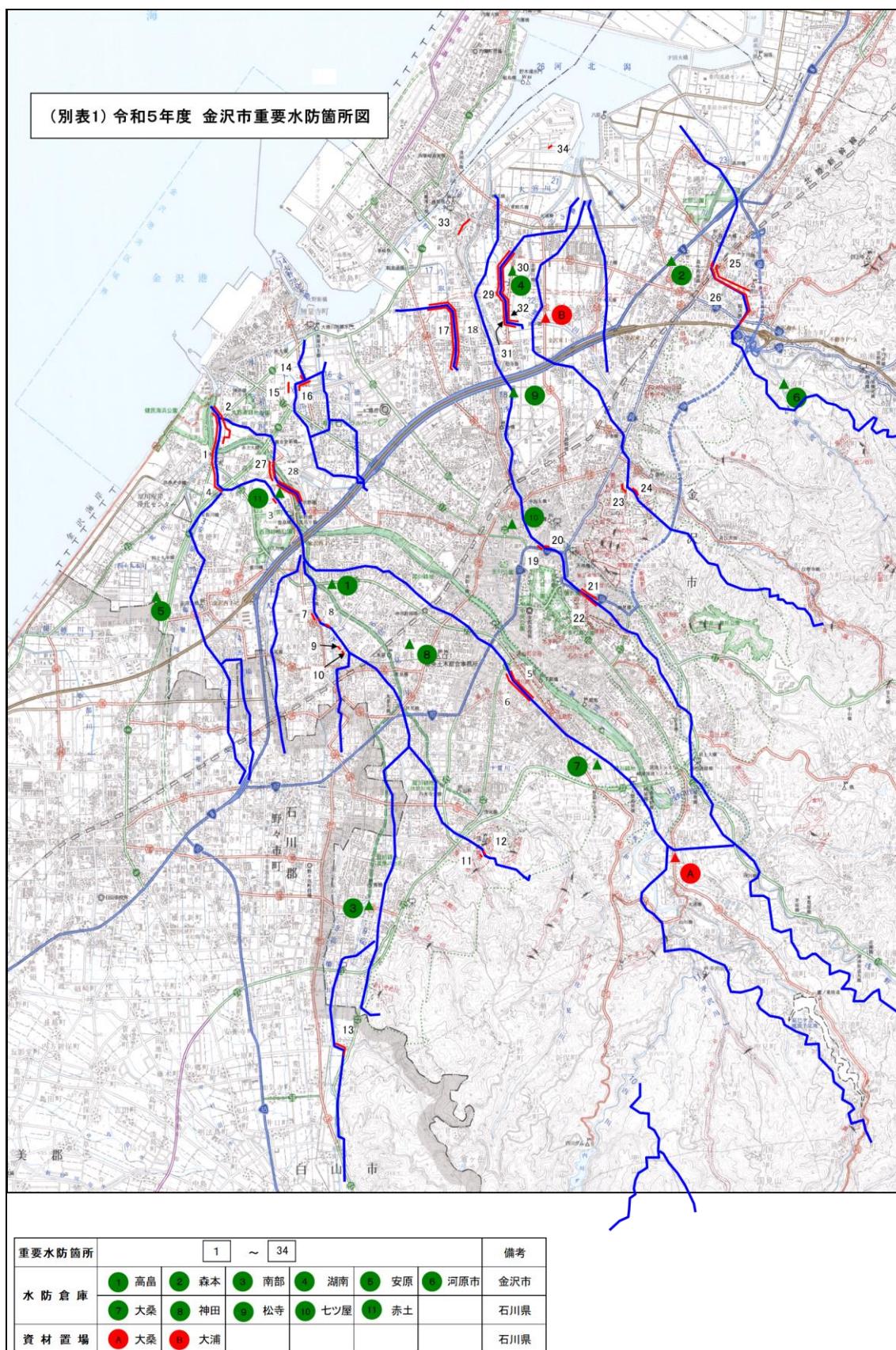
〔風水害等災害対策計画〕第2章第8節³ 第3章第30節⁴

河川名	注意を要する区域					水防工法	管理団体名及び団員数	重要度
	番号	地名	岸	延長(m)	種別			
犀川	1	金沢市普正寺町～佐奇森町	左	1,550	堤防高	積土のう工	金沢市 1,129	A
	2	〃 金石西1丁目～普正寺町	右	850	堤防高	積土のう工		A
	3	〃 二ツ寺町	左	100	堤防高	積土のう工		A
	4	〃 佐奇森町	左	240	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		A
	5	〃 十三間町～中川除町	右	700	陸閘	積土のう工		要注意
	6	〃 清川町	左	700	陸閘	積土のう工		要注意
伏見川	7	金沢市古府2丁目	左	170	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工	金沢市 1,129	B
	8	〃 進和町～間明町2丁目	右	177	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
	9	〃 黒田1丁目	左	140	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
	10	〃 黒田1丁目	左	20	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
	11	〃 窪6丁目	左	100	堤防高	積土のう工		B
	12	〃 山科3丁目	右	100	堤防高	積土のう工		B
高橋川	13	金沢市南四十万3丁目	右	214	堤防高	積土のう工		A
大徳川	14	金沢市桂町	左	70	堤防高	積土のう工		B
	15	〃 桂町	左	164	堤防高	積土のう工		B
	16	〃 桂町	右	360	堤防高	積土のう工		B
弓取川	17	金沢市直江町～問屋町3丁目	左	1,570	堤防高	積土のう工		B
	18	〃 大河端町～三口町	右	1,650	堤防高	積土のう工		B

河川名 番号	注意を要する区域					水防工法	管理団体名 及び団員数	重要度
	地名	岸	延長(m)	種別				
浅野川	19 金沢市堀川町～笠市町	左	100	陸閘	積土のう工		金沢市 1,129	要注意
	20 " 昌永町	右	10	陸閘	積土のう工			要注意
	21 " 東山1丁目	右	460	陸閘	積土のう工			要注意
	22 " 並木町～材木町	左	560	陸閘	積土のう工			要注意
金腐川	23 金沢市鳴和1丁目～大樋町	左	150	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工			B
	24 " 鳴和1丁目～小坂町	右	150	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工			B
森下川	25 金沢市北森本町	右	900	堤防高	積土のう工			B
	26 " 南森本町～塚崎町	左	1,650	堤防断面	積土のう工			B
木曳川	27 金沢市寺中町～示野町	左	1,190	堤防高	積土のう工			B
	28 " 寺中町～松村町	右	1,220	堤防高	積土のう工			B
大宮川	29 金沢市東蚊爪町～大浦町	左	1,630	堤防高	積土のう工			B
	30 " 大浦町	右	1,630	堤防高	積土のう工			B
	31 " 大浦町	左	50	水衝・洗掘	捨石工			B
	32 " 大浦町	右	50	水衝・洗掘	捨石工			B
河北潟	33 金沢市湖南町	右	2,600	堤防高	積土のう工			A
大野川	34 金沢市湊2丁目	左	470	堤防高	積土のう工			B
	35 " 湊1丁目	左	20	陸閘	積土のう工			要注意
県央土木総合事務所管内計 12河川 35箇所				19,115m	A 3河川 5箇所 5,554m B 8河川 22箇所 13,611m			

資料 6 重要水防箇所図

〔風水害等災害対策計画〕第2章第8節3 第3章第30節4



資料 7 水防倉庫一覧表

〔風水害等災害対策計画〕第2章第8節③ 第3章第30節④

河川名	倉庫名	所在地	所有別	倉庫担当区域	
				区域	延長(m)
森下川 金腐川	森本水防倉庫 河原市水防倉庫	大場町東190 河原市町ホ123-1	金沢市	不動寺橋～河北潟 東長江～金腐川鉄道橋	両 6,980 両 4,000
犀川 安原川 馬場川 浅野川 木曳川	高畠水防倉庫	高畠3-113	金沢市	J R 橋～河 口 上荒屋～犀川合流点 矢 木～安原川合流点 銚 子 口～浅野川鉄道橋 示野(松村)～要川合流点	両 7,000 両 5,000 両 1,150 両 8,000 両 2,613
伏見川 高橋川 碇川	南部水防倉庫	額新町1-215-1	金沢市	窪 大 橋～高橋川合流点 四十万～伏見川合流点 (野々市町区域は除く) 四十万～高橋川合流点	両 2,790 左 2,660 右 4,390 両 1,700
浅野川 金腐川 大宮川	湖南水防倉庫	大浦町ヲ57-1	金沢市	松 寺 町～大野川合流点 金腐川鉄道橋～河北潟合流点 大浦町(猫橋)～河北潟合流点	両 4,000 両 6,000 両 3,435
安原川 馬場川 十人川	安原水防倉庫	福増町北831-1	金沢市	上 荒 屋～犀川合流点 矢木2丁目～上 安 原 J R 橋～犀川合流点	両 5,000 両 1,200 右 4,050
犀川	大桑水防倉庫	大桑町ム1-1	石川県	大 桑 町～J R 橋	両 5,000
十人川 伏見川 木呂川 高橋川 馬場川 安原川	神田水防倉庫	神田2-74-1	石川県	八 日 市～犀川合流点 高橋川合流点～犀川合流点 野々市若松～伏見川合流点 馬 替～横 川 (野々市区域) J R 橋～矢木(野々市区域) J R 橋～上荒屋(野々市区域)	左 4,050 両 4,040 両 3,500 左 2,840 右 1,110 両 1,500 両 1,000
浅野川 金腐川 弓取川	松寺水防倉庫	松寺町ヨ85	石川県	浅野川鉄道橋～大野川合流点 金腐川鉄道橋～河北潟合流点 問屋町～大野川合流点	両 6,500 両 6,000 両 2,140
浅野川 金腐川	七ツ屋水防倉庫	西堀川町72-19	石川県	銚 子 口～浅野川鉄道橋 御 所～金腐川鉄道橋	両 8,000 両 2,500
犀川 安原川 大徳川 新大徳川 木曳川	赤土水防倉庫	赤土町リ64-1	石川県	伏見川合流点～河 口 上荒屋～犀川合流点 藤 江～大野川合流点 戸 水～大野川合流点 示野(松村)～要川合流点	両 4,050 両 5,000 両 3,650 両 1,900 両 2,613